

吉田恒俊 YOSHIDA TSUNETOSHI

interview

吉田恒俊



PROFILE

1942年2月生。高津高校、京都大学卒。1970年4月、大阪で弁護士開業（22期）。1977年4月、奈良に登録換え。1985年度及び86年度奈良弁護士会会長。

現在、日弁連司法改革実施対策会議委員、奈良弁護士会懲戒委員長、公害委員、社会福祉法人秋篠茜会理事、医療法人岡谷会理事、奈良非核の会常任世話人、奈良自治体問題研究所理事長、森永ミルク中毒被害者救済対策委員、裁判所調停委員等。

【ひとこと】

相談者、依頼者の方と一緒に考えながら、その人の真の利益を追求します。最初の方針が大切ですから、セカンドオピニオンを歓迎します。

弁護士を目指した理由は なんですか

高校3年は理科系のクラスでしたが、自分は頭より体を使う方が向いていると思い直して、法学系に志望を変え、1962年に法学部に入学しました。当時は労働運動の高揚期にあり、学生運動も盛んな時代でした。2回生から私も誘われて自治会の活動に参加して、「沖縄を返せ」とか「ベトナム反戦」の集会やデモに行ったり、駅前でカンパをして原水禁大会にも行きました。

そんな中で、働く労働者のための弁護士になろうと決意して、4回生から民主的法律家をめざして、学生仲間と司法試験受験サークル「さつき会」を結成して、勉強会をしました。以後多数の合格者を排出したさつき会は今も続いています。

司法修習生時代は青年法律家協会に入って、見学や勉強会に組みました。当時司法研修所のクラスの6、7割が青法協会員でした。1970年頃から、自民党、最高裁と右翼とが一体となって青法協攻撃を行い、会員は激減しましたが、当時は裁判官や検事になった人も平気で参加していました。攻撃の中で、任官した人たちはみんな脱退しましたが、青法協の「憲法と平和と民主主義を守る」という理念は今も輝いています。

大阪から奈良へ来たのは なぜですか

1970年4月、大阪で弁護士として出ました。加藤充弁護士という戦前からの闘士が作られた法律事務所で、私が入って弁護士7人の事務所でした。

すぐ、自由法曹団や民法協に入り、学習会に参加しました（民法協では労災事件の勉強会）。労働事件ではタクシー労働者（全自交大阪地連の数々の労働事件）、報知新聞・報知印刷事件などに取組み、公害事件では森永ミルク中毒事件や予防接種被害者弁護団に入れてもらいました。また、当時の自由法曹団系の弁護士はあまり弁護士会活動には参加していませんでしたが、私は広報委員会、交通事故委員会などに入り、また若手の代表で常議員にもなりました。

大阪での活動が評価されたのでしょうか、権力に屈しない弁護士として、8年目に奈良に登録換えをしました。岡谷病院の院長だった岡谷実先生など、奈良の民主的な団体や多くの人々から暖かい歓迎会を開いていただきました。事務所名は始めから「奈良合同」にしたかったのですが、当時の奈良弁護士会は閉鎖的で認められませんでした。1年目は暇でしたが、すぐに大変忙しくなり、お客さんを同時に3組くらい待っていただいているという病院の外来並みのこともありました。小林明吉自交総連議長がほとんど同時に大阪から奈良に来られて、奈良県の事件では初めての中労委救済命令を勝ち取ったこともあります。



弁護士としての原点と 理想像について

弁護士としての原点は人権擁護であり、弱者の味方として、憲法と平和と民主主義を守ることです。そしてそのために尽力してきたつもりです。右耳の中耳炎で医者に行く暇もなく、結局聞こえにくくなってしまいました。やせっぽちで体力も能力もないのに、背伸びして不相応な活動をしてきた面も反省しています。それでも、社会の大きなうねりの中で、もっと自分を生かす生き方がある（あった）のではないかという思いが消えません。今の日本という地に生きている人間としては、これでいいのかもしれませんが、国際的な場に飛躍する機会がなかった、ということもあるでしょう。

マルチ人間であると同時に一つのことに突出した成果を上げる、というのは理想であって、なかなかできるものではありません。

これからやりたい活動ですが、原点を踏まえて、愚痴ではなく、正論を発言していきたいと思います。そのためには、文字に書いて公表することが必要です。自分をさらけ出す勇氣、批判を受ける度量も必要でしょう。若い人達とのネットワーク作りもしたいです。

事件活動以外の分野での 活動について

プロフィールに書きましたが、私は事件活動以外の活動がかなり多い方だと思います。非核の会は1987年設立当初から事務局も兼ねています。2000年設立の奈良自治体研も始めから参加していますが、理事長になったのは2003

年からです。秋篠茜会は法人のできる前の特別養護老人ホーム作りから参加して、寄付金も700万円くらい集めました。調停委員には1987年から、森永ミルクの救済対策委員には2003年から、岡谷会の理事には1981年から、それぞれ就任しています。これらの活動にはかなり時間が必要で、人は年相応に役職がふえるもので、年を取るということはこういうものかと今分るところがあります。

活動を通じて、多くのよき人との出会いがあり、人生の宝だと思います。

現在の心境と合わせて 感想を述べてください

これまで裁判事件と市民運動など目先の課題の処理に追われ、時間に対する主体性を持っていなかったというのが、正直な感想です。遊び下手の仕事人間で、趣味より目先の課題処理にエネルギーを使ってしまったという悔悟の念が残ります。もっとも、目先の仕事自体は面白いし、やりがいがあるので、のめり込むのも無理はないかもしれません。

仕事をする時の心構えとして、どんな事件でも、いったん引き受けたら損得を離れて仕事をするという職人気質が必要です。同時に、依頼者や運動に関わる人達の思いや気持ちに共感することです。依頼者の権利と秘密を守るためには「忠実な召使い」的な感覚も必要でしょう。そうでなくても、「弁護士は偉そうにしている。」と思われているのですから。

interview

思い出事件

吉田恒俊

玉置神社事件

独断宮司から神社を住民の手に取り戻す

神社本庁による全国の神社支配の構造

社会的に影響のある事件に力を入れていますか

- i 教員の公務災害事件（小学教員が過労によって心臓停止を来し、そのため意識障害の後遺症を残した労災事件。県基金支部が公務災害の認定をしなかったため、訴訟となり、一審敗訴、控訴審で巻き返しの努力をしている。宮尾、松丸弁護士と。）
- ii 整理回収機構不当差押事件（亡夫の債権者となった整理回収機構が、妻固有の預金を差し押えて取込んだ事件で、差押えは無効だと主張して預金を取り戻そうとしている事件）
- iii 刀剣保存協会詐欺・横領事件（夫の遺産である名刀4本を協会に預けたら、預った役員が勝手に管理して、しかも一方的に金を振込んできた刀剣業者に対し、こちらの了解もなくその刀を渡してしまった事件）

この12年間で思い出に残る事件について

- ① 天理土地転がし住民訴訟（勝訴で終わり、天理市長が元助役らから一部を支払わせて解決した。弁護士も市から報酬の支払いを受けた。）
- ② ゴルフ場等民事再生事件（奈良地裁の再生第1号事件。会社はゴルフ場と商業ビル2棟を所有していたが、会員権相場の低迷と加入者が集まらないことで行き詰まって、2001年民事再生の申立をした。抵当権者及び一般債権者との交渉など、代理人は会社更生事件の管財人と同じ仕事をしなければならない。いろいろ嫌な思いもあったが、会社は数十億円もあった負債はゼロとなり、商業ビル

一つだけを処分して、2007年完全に立ち直った。引き続いて行った社長の個人保証債務の免責交渉も、2009年3月すべて免責を受けることで解決した。）

- ③ 娘夫婦と同居の母親が睡眠中の婿に灯油をかけて焼殺そうとした自宅放火と殺人未遂事件（国選事件として引き受けたが、事件の背景、被害者の宥恕、本人の反省と初犯であることなどの事情を人権派の裁判長が真剣に汲み取ってくれて、執行猶予の判決となった。）
- ④ ホームレス老人の万引き事件と生活保護の取得（一冬を寒い奈良公園のトイレで過ごした被告人は、食べるものがなくてやむなく万引きをして、起訴され実刑となった。服役して事務所に来たので、被告人の兄嫁の助力を得て生活保護の受給に持ち込んだ。起訴をするより生活保護を！）
- ⑤ 宅地不法開発で隣地を深く掘り込まれたため、衝撃を受けた隣人夫婦が損害賠償訴訟を提起（被告の業者は、無許可工事により危険な民家横の掘り下げを行い、原告方の用地買収を強迫的に押し進めようとした悪質なものであり、地裁・高裁とも一人120万円の慰謝料を認めた。）

プライベートについてはどうですか

二人の子供が結婚して独立しました。30歳の娘には2008年3月に男の子が生まれ、私にとって初孫となりました。静岡県で主婦をしています、ちょっと遠いのが寂しいところです。



31歳の息子は結婚して近所に住んでいます。2008年9月から弁護士を開業しました。司法試験の合格者が増えたので就職に苦労しましたが、事務所の西村弁護士のご主人英一郎弁護士が大阪で事務所を開いておられて助けていただきました。

今や、妻と二人住まいですが、不思議に寂しくないのです。何だか子供たちと一緒に過ごした20数年が夢のように、本当にあっという間に成長して育ての親から去っていったかぐや姫の話を実感します。

父は95歳ですが、嬉しいことに足腰はしっかりして、耳も目も達者で、頭も私よりしっかりしています。

最後にになにかあればどうぞ

現在の事務所は個人の寄り合い世帯ですから、これを法人化して、法的にも基盤を確立したいと思います。

健康のために家庭菜園を結婚以来続けています。奈良市杣の川地区の山の麓に1000坪の茶畑を買って、名前も「麓人（フモト）」と変えて農業をやり始めましたが、長続きしませんでした。「麓人」は10年間使って元に戻しました。

日本人は社寺が大好きである。元旦には何千万人という人が参拝する。しかし、宗教の世界も足をつっこむと深い闇がある。今回は神社のお話をしたい。

2000年4月、遠い十津川村から、^{くにの}国常立尊を主祭神とする玉置神社の責任役員、氏子総代及び崇敬者Hさんら多数の方々が来所された。同神社を私物化するS宮司を批判したら、逆に罷免された、何とかしてほしい、という。西村香苗弁護士と受ける。

玉置神社は、奈良の南端霊峰玉置山の九合目に位置し、樹齢3000年の杉の巨樹群に覆われた幽玄な神社で、明治の^{はいつくしき}廃仏毀釈で寺が一つもなくなった十津川村全村の総守護である。

S宮司は1998年6月、宮司として着任したが、神社の貴重な杉の樹皮（^の櫨皮）を売り飛ばし、村の重要文化財である手水社を独断で改築するなど専横を極め、ついには、批判する大多数の氏子総代を排除して新たに氏子総代を指名したため、従来の総代8人（定数11人）と総代の中から選ばれた責任役員2人が地位を失った。4人の責任役員の内、残りは代表役員であるS宮司と同宮司を推薦したT総代であった。

2000年5月、奈良地裁に対して、責任役員と氏子総代（計8名）の地位保全の仮処分申請をした。同年7月、申立どおり、全員の地位保全命令が出たので、規約に沿って改めて氏子総代会を開催し、S宮司を除く3人の責任役員を選びなおした。新たな責任役員3名が役員会を開き（宮司は欠席）、3対0で宮司罷免決議を行った。しかし、神社規則で玉置神社と神社本庁とは包

括関係にあつて、規則上責任役員会の多数決ではSを代表役員から罷免できない。

この非民主的な規則こそ神社本庁による全国神社の支配の要訣である。明治以降戦前まで、全国の神社は国家神道として政府の管理下にあったが、1946年廃止され、代りに設立された神社本庁が、全国八万社といわれる神社に対する支配権を引き継いだ。支配の根拠は設立当時、全国の神社に押しつけた神社規則にある。神社本庁との包括関係を結ばせ、宮司は神社本庁が任命することにされ、同時に宗教法人の代表者としての代表役員は「宮司をもって充てる」と定められた。すなわち、世俗の長としての代表役員と宗教上の長としての宮司とが不可分一体とされ、神社本庁による巧妙な支配の構造が形作られた。もっとも、宗教法人法上、包括関係を離脱することができると、宮司である代表役員が申請しなければならない。

新役員は神社本庁にSの宮司罷免と

新宮司の具申をしたが、ずるずると放置された。その間、S宮司によって、由緒ある鳥居が数千万円もの巨費を投じて改築され、放漫経営で神社の資産は目に見えて減少していった。

2004年1月、S宮司が膵臓癌で死亡した。同年3月、仮処分決定を守らせるため、弁護士と住民・役員が玉置神社に乗り込み、そこにいた神職らに我々の正当なことを説明し、財産を散逸させないように厳しく申し渡した。神社本庁もやむなく我々の正当性を認めて、同年4月、住民の推薦する宮司を選任し、神社はようやく平静を取戻したのである。今後、神社規則を改正して、代表役員の選任と宮司の選任とを切り離すこと、場合によっては包括関係を離脱すること、などを検討すべきと考える。

この事件は、私の思想と行動範囲に広がりを与えてくれた事件として、特筆に値する。宗教に対する関心も高まり、日本の神話にも興味が湧いてきました。



玉置神社本殿